

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

小山町 平成20年2月

## 1 現 状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	17人	51.9歳	281,900円	307,800円	-	-	-	-
学校給食	8人	52.9歳	260,900円	278,800円	調理士	41.9歳	255,100円	1.1
用務員	2人	53.5歳	261,400円	290,200円	用務員	55.4歳	210,200円	1.4
運転手	1人	58.1歳	377,800円	426,300円	自家用乗合自動車運転手	53.2歳	266,200円	1.6
その他	6人	48.7歳	300,800円	333,700円	-	-	-	-

※「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
(平成18年度)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

### (2) 年齢別職員数

区 分	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計 (人)
	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
全体	0	0	1	1	2	4	3	6	0	17
学校給食	0	0	0	1	1	0	2	4	0	8
用務員	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	1	0	1	3	1	0	0	6

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

#### イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給金額
道路維持管理作業手当	職員が簡易舗装作業等に従事した時	日額400円

#### ウ 昇給基準

毎年1月1日に人事考課を活用し、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、第7次小山町行政改革大綱、第4次小山町定員適正化計画に基づき、事務事業の見直し、臨時職員や民間へのアウトソーシングに努めてきました。現在、退職者不補充としており、今後も新規採用をする予定はありません。

また、給与に関しては国公準拠を原則とし、民間企業や近隣の市町等の動向を注視し決定していきます。

## 3 具体的な取組み内容

給与や昇給等については、国公準拠を原則とし、退職者不補充とします。また、今後も事務事業の見直しやアウトソーシングに努めます。

## 4 その他

技能労務職への再任用制度などの活用を検討し、人件費や定員の削減に努めます。